

公布された条例のあらまし

◇静岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 改正の理由及び内容

- (1) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害の発生により全委員の招集が困難と認める場合において、オンラインを活用して委員会を開催するための規定を新設しました。

(第10条の2関係)

- (2) 委員会を秘密会とすることができる場合から、オンラインを活用して開催する場合を除く改正を行いました。(第14条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。